

本会議のあらまし

平成29年館林市議会第2回定例会は、6月9日から22日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、諮問1件、報告2件、議案18件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。その他、邑楽館林医療事務組合議会議員及び館林衛生施設組合議会議員の選挙が行われました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

て^{ひさか}人権擁護委員の飯島久香さん(木戸町)が、本年4月30日をもって解嘱となったことから、後任に^{せんた}泉田一美さん(大街道三丁目)を推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されまされた。



▽公平委員会委員の選任について

公平委員会委員の^{けいいち}泉田佳一さん(朝日町)の任期が、本年6月19日をもって満了となることから、引き続き選任したいとして、地方公務員法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽農業委員会委員の任命について

現委員の任期が、本年7月19日をもって満了となることから、新たに^{かすなり}福田榮次さん(日向町)、^{かすなり}木村一成さん(成島町)、^{かすなり}坂村建一さん(四ツ谷町)、^{かすなり}野中正一さん(城町)、^{かすなり}中村雅彦さん(堀工町)、

藤倉雅代さん(上赤生田町)、三田庄一郎さん(下三林町)、^{まさかず}神村公一さん(大島町)、^{もい}木村茂市さん(上早川田町)、^{もい}平井玲子さん(松沼町)の10名を任命することについて、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、

全員一致で同意されました。農業委員会委員の任命にあたっては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が、選挙から市長任命制となり、任命する際の要件として、認定農業者が委員の過半数を占めること、利害関係を有しない中立委員を含むこと、青年・女性の積極的な登用等が規定されたものです。

また、交通費等の移転費の支給対象に、公共職業安定所に加え、官民の職業紹介事業者により就職する者も対象とするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

また、法人市民税においては、課税標準の特例として、利用定員が5名以下の地域型保育事業に対しては、平成30年度課税以降の家屋及び償却資産を対象に、課税標準を取得価格の2分の1とするなど、本市のわがまち特例の特例割合を規定する等の整備を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

条例の改正

▽館林市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合に支給する失業者の退職手当について、激甚災害等により離職を余儀なくされた者に対する給付日数を、通常の所定給付日数に加え、原則として60日延長できるものとし、失業等給付の拡充を図るものです。



▽館林市条例等の一部を改正する条例

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改

正する法律」の施行に伴い、軽自動車税において、消費税10%導入時に環境性能割という税目が新設され、軽自動車税に替わって種別割が設けられることにより名称変更等の規定の整備を行うものです。

また、法人市民税においては、法人税割の税率を12・1%から8・4%へ引き下げるものです。

さらに、固定資産税においては、課税標準の特例として、利用定員が5名以下の地域型保育事業に対しては、平成30年度課税以降の家屋及び償却資産を対象に、課税標準を取得価格の2分の1とするなど、本市のわがまち特例の特例割合を規定する等の整備を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たに追加された課税標準の特例